

2. 各種相談について

3) 地域相談員

町内には、知事から委嘱を受けて、障がい者に対する虐待、差別等の不利益な扱いや地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに関係機関に情報提供する地域相談員が配置されています。詳しいことは担当にお問合せ下さい。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006